許可番号第 752 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東村山市廻田町1丁目2-17

氏名 千葉企業株式会社

代表取締役 千葉 久典

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和2年11月26日

目黒区長の名において 東京二十三区清掃協議会 会長 山﨑 孝明

信導車

記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分

収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運 搬 先

区長の指定する処理施設

4 作業場所

目黒区の区域内

5 許可期間

令和2年12月1日 から 令和4年11月30日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6か月以内に目黒区を被告(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。)として取消しの訴えの提起をすることができます。